

バンバ通りを中心とした滞在空間等創出に向けた社会実験業務委託 仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

バンバ通りを中心とした滞在空間等創出に向けた社会実験業務委託

2 業務の背景及び目的

- ・ 本市では、令和6年2月に策定した「都心部まちづくりプラン（以下、「プラン」という。）」に基づき、ライトラインのJR宇都宮駅西側延伸を見据え、官民が一体となった人中心の居心地の良いウォーカブルな空間づくりを推進している。
- ・ このような中、都心部のシンボル空間である二荒山神社周辺については、二荒山神社門前の歴史・文化が薫る、居心地の良い、にぎわい・おもてなしが感じられる、都心部のまちづくりを象徴するエリアとして、バンバ広場など周辺の多様な公共空間が一体となり、かつての仲見世の復活を想起させるにぎわい・交流空間の創出を目指している。
- ・ こうした空間の実現に向け、本業務は、バンバ通りにおいて、にぎわい・交流空間等の創出に繋がる社会実験を企画するとともに、空間創出による効果や自動車交通への影響を分析し、モール化の機会拡大に向けた課題や次年度以降の継続的な活動に繋がる方向性をとりまとめることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日までとする。

第2章 共通仕様書

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般に渡り、技術的監理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行にあたっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理または情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

- (1) 本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者（以下、「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。
- (2) 市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に盛り込むものとする。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

11 議事録

受託者は、業務遂行にあたっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本市へ報告するものとする。

12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするとき、その都度、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

①業務着工届 ②業務工程表 ③技術者届及び履歴書 ④業務実施計画書

(2) 業務完了時

①業務完了届 ②成果品納品書

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

1 3 打合せ

打合せは、業務着手時、中間、業務完了時、及び随時必要に応じて行うものとする。なお、業務主任技術者は、業務着手時及び成果品納入時及び主要な打合せに、照査技術者は業務着手時及び成果品納入時には出席するものとする。

1 4 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

1 5 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 報告書 | 1 部 |
| (2) 概要版 | 1 部 |
| (3) その他関係資料 | 一式 |
| (4) 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM等） | 一式 |

1 6 その他

- (1) 業務の遂行にあたり使用する関係資料及びデータ等については、最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成にあたっては、MicrosoftWord, MicrosoftExcel, 又は、これらと互換性のあるものを使用すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 対象区域

本業務の対象区域は、バンバ通りなど（別紙1参照）

2 業務内容

(1) 計画準備

- ・ 作業全般の方法，工程等を立案の上，人員の配置等を検討し，工程別に実施計画書にまとめる。

(2) 社会実験の企画作成

- ・ プラン等の関連計画に基づき，二荒山神社周辺のエリア特性を活かした街路空間づくりの方向性について検討を行い，人中心の居心地の良いウォークブルな街路空間の形成に資する社会実験の企画を作成する。
- ・ 具体的には，バンバ通りの道路空間を活用した滞在空間創出（モール化）のコンセプト整理や実証実験に係る空間活用方針，実施体制検討・構築支援，周辺イベントとの連携方法の検討を行う。

※ 実施体制の構築に係る協議・調整は市で行うものとする。

- ・ 空間活用方針については，飲食や休憩，遊び場など，多様な活動が可能となる空間づくりを検討する。なお，空間配置イメージについては，別紙2を基本とする。

※ 什器（テーブル・椅子等）や人工芝については，市所有物を活用すること（別紙3参照）。

(3) 社会実験の運営

- ・ 社会実験期間の現地駐在を行い，各種運営（什器等の設置・撤去，市との連絡調整，各種問合せ対応，トラブル発生時の一時対応，来訪者等への意向把握等）を実施する。
- ・ 社会実験実施にあたり、広報用チラシを作成する。

※ 開催期間：周辺イベントとバンバ通りのモール化による相乗効果を把握するため，バンバ広場でのイベント開催時と平時における土・日4日間を想定する。

(4) 社会実験の実施による影響分析・評価

- ・ 社会実験の実施による評価基準・方法の検討を行う。
- ・ 市が別途実施する交通実態調査結果（別紙4参照）を活用し，社会実験の実施による自動車交通への影響を分析・評価する。

- ・ また，市より提供する人流データ等や来訪者の意向等を踏まえ，社会実験の実施による効果を分析・評価する。

(5) 今後の課題と方向性の整理

(1)～(4)の結果を踏まえた，モール化の機会拡大に向けた課題を整理し，次年度以降の継続的な活動に繋がる方向性を取りまとめる。

3 その他

- ・ 本事業の実施に当たり整理・検討が必要な項目等については，協議のうえ適宜項目を追加し整理する。

- ・ 提供する人流データは以下のとおりとする。

KDDI Location Analyzer にて取得できるデータ

- ・ 関連計画は以下のとおりとする。

平成26年度NCC形成ビジョン

平成30年度 第3次宇都宮市都市計画マスタープラン

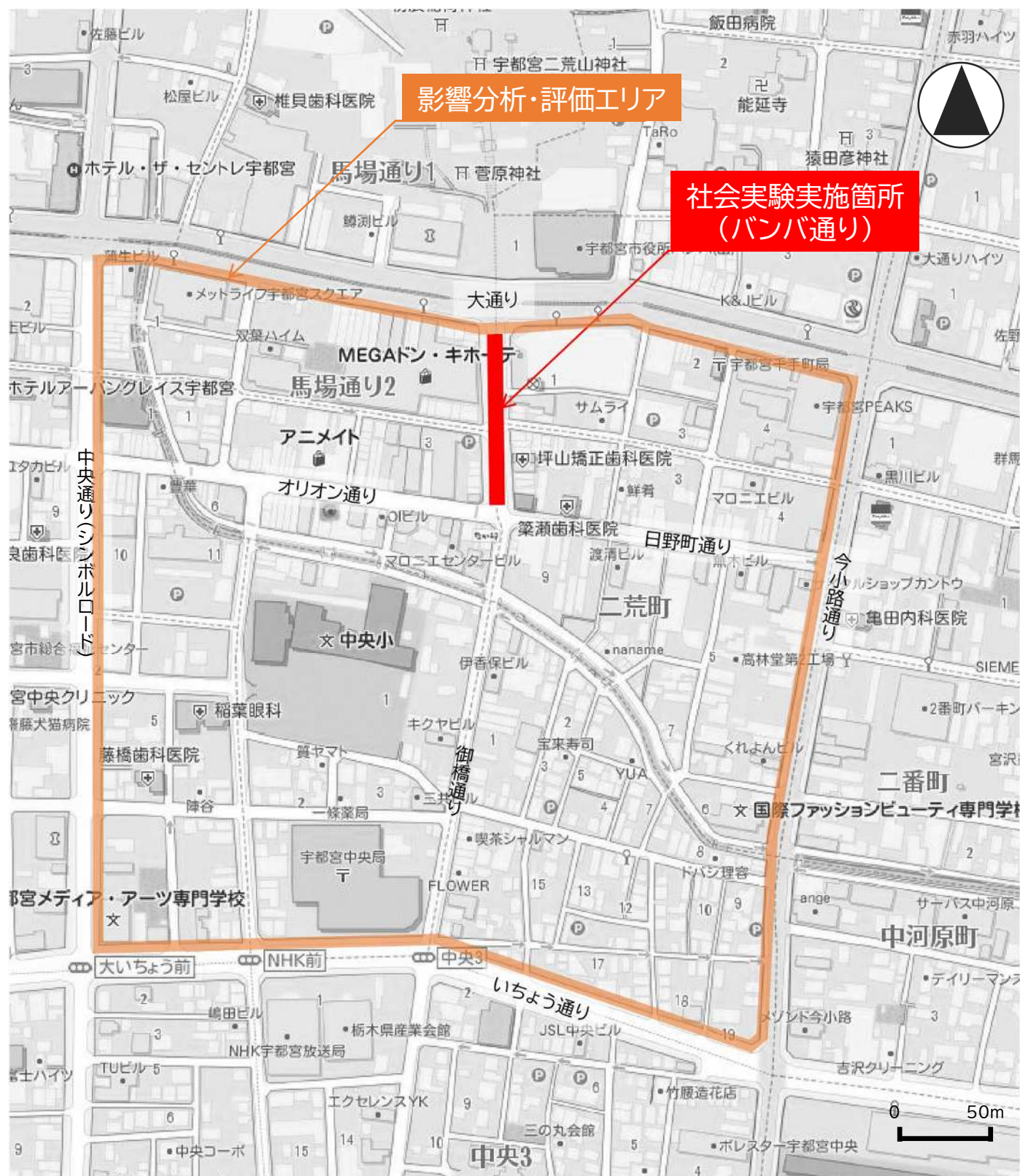
宇都宮市立地適正化計画

宇都宮市景観計画

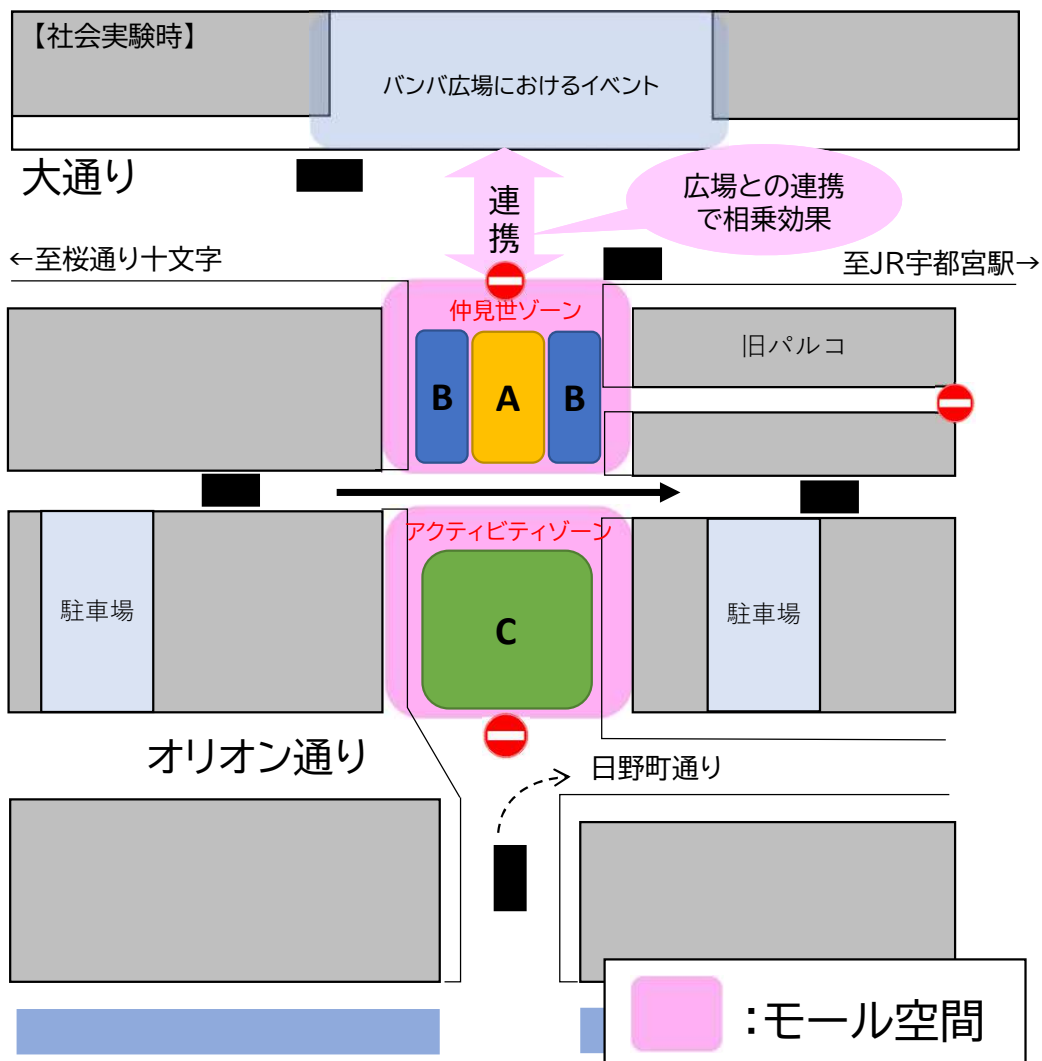
令和元年度 第3期宇都宮市中心市街地活性化基本計画

令和3年度 都心部まちづくりビジョン

令和5年度 都心部まちづくりプラン



■配置イメージ



別紙2

【北側:(仮)仲見世ゾーン】

大通りや二荒山神社から望む北側のゾーンには、キッチンカーなどの移動販売店を設置するスペースを置き、歩道側には将来的に沿道の民地と一体となった滞在空間の創出を検討するスペースを設置



空間A:キッチンカー設置スペース



空間B:飲食・休憩スペース

【南側:(仮)アクティビティゾーン】

オリオン通りなど商店街に近い南側には、買い物や飲食、娯楽などの間に休憩が出来たり、エリアへの来街者をターゲットとした多様な活動ができるスペースを設置



空間C:市民活動・フリースペース

カテゴリー	写 真	
イス	 幅 0.9m 奥行 0.45m 高さ0.3m 145台	 木製・折畳み 計14脚
テーブル		 木製 6台
パラソル		 緑・白 計4本
人工芝	  長さ 10m×1枚, 5.9m×1枚, 5m×3枚, 4.2m×1枚, 4.1m×1枚, 3.7m×1枚, 1.5m×2枚, 0.9m×2枚 ※幅は全て1.0m	



<交通実態調査概要>

- ・内 容:ナンバープレート調査
- ・実施日:R7.10~11の平日休日の1日・社会実験時1日
- ・時 間:9時~18時(予定)
- ・箇 所:平時8カ所(①~⑧), 社会実験時7カ所(②~⑧)